

2015 October

10

No.788

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・平成27年10月に改正する適用事務のお知らせ 2
- ・標準報酬月額が決定されました 2
- ・年金委員・健康保険委員の皆様へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・～医療費・保険料率の抑制に向けて～
協会けんぽに医療費や給付金の返納が生じないようにご注意ください 4～5

● 佐賀県社会保険協会

- ・平成27年度 社会保険協会事務講習会のご案内 6
- ・皆様の職場へ講師を派遣いたします!! 7
- ・年金相談窓口開設カレンダー 8
- ・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 8

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう

平成27年10月に 改正する適用事務のお知らせ

昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出のお願い

これまで、適用事業所に使用される70歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、昭和12年4月2日以降に生まれた方を対象にしておりました。しかし、平成27年10月1日以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となります。そのため、昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、70歳以上被用者該当届の提出が必要となります。平成27年10月1日以降、該当する方についてすみやかな届書の提出をお願いします。

同月中の被保険者資格取得と喪失に関する保険料の取扱いが変わります

これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者（第2号被保険者は除きます。）の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。しかし、平成27年10月1日以降は国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。平成27年10月1日以降、該当する被保険者が在籍していた事業所には年金事務所よりご連絡を差し上げます。

標準報酬月額が決定されました

標準報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額が平成27年9月1日（平成27年11月2日納付分）から適用となります。

変更後の標準報酬月額について、被保険者（従業員）のみなさまへ通知いただきますようお願いいたします。

※平成27年9月分保険料より厚生年金保険の保険料率も改定されております。保険料計算の際、ご留意願います。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

年金委員・健康保険委員の皆様へ

『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め1,637の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所主催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。



職域型

- 佐賀年金事務所管内 TEL0952-31-4191
 - ①平成27年11月12日(木) 13:30~15:30 サンメッセ鳥栖【大会議室2】
 - ②平成27年11月18日(水) 13:30~15:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター【ホール】
- 唐津年金事務所管内 TEL0955-72-5161
 - ①平成27年11月10日(火) 14:00~16:00 伊万里市民センター【ふれあいプラザ・文化ギャラリー】
 - ②平成27年11月13日(金) 14:00~16:00 唐津市高齢者ふれあい会館【りふれ】
- 武雄年金事務所管内 TEL0954-23-0121
 - ①平成27年11月19日(木) 13:30~16:00 武雄市文化会館【小ホール】

地域型

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
 - ①平成27年11月17日(火) 13:30~15:30 アバンセ;佐賀県立生涯学習センター【第5研修室】
 - ②平成27年11月16日(月) 13:30~15:30 唐津市民会館【第1会議室】
 - ③平成27年11月25日(水) 13:30~15:30 武雄市文化会館【中集会室】

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/sic/index.htm>)にも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)に掲載されていますのでご参照ください。

～医療費・保険料率の抑制に向けて～

協会けんぽに医療費や給付金の返納が生じないようにご注意ください

返納金の発生は、医療費の増加や給付費の支出となり、保険料率上昇の一因となります。事業所の皆様におかれましては、

- ①保険証は退職日までしか使用できないことの従業員への周知
※従業員のご家族(被扶養者)も、扶養削除となった後は保険証を使用できません
- ②資格喪失届等への保険証の添付の徹底
- ③傷病手当金と他給付(障害年金等)との調整にかかる従業員への周知
に、あらためてご協力いただきますようお願い申し上げます。

協会けんぽが保有する返納金の種類

資格喪失後の受診によるもの

- 退職等の理由により資格を喪失したにもかかわらず保険証を返還せず、その後に保険証を使用して医療機関で受診した場合には資格喪失後の受診となり、協会が負担した医療費を返還していただくことになります。



【資格喪失後の受診に伴う26年度の債権発生状況】

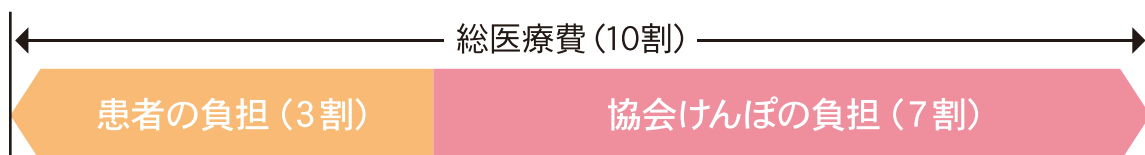
	発生件数	発生金額
資格喪失後の受診	74,324件	22.2億円

※協会けんぽ全体

業務外の傷病と認められないもの

- 健康保険は業務外の傷病を対象としており、業務上や通勤途中などで発生した傷病は労災保険の対象となります。業務上や通勤途中の傷病にもかかわらず保険証を使用して治療した場合は、協会が負担した医療費を返還していただくことになります。

自己負担が3割負担である場合



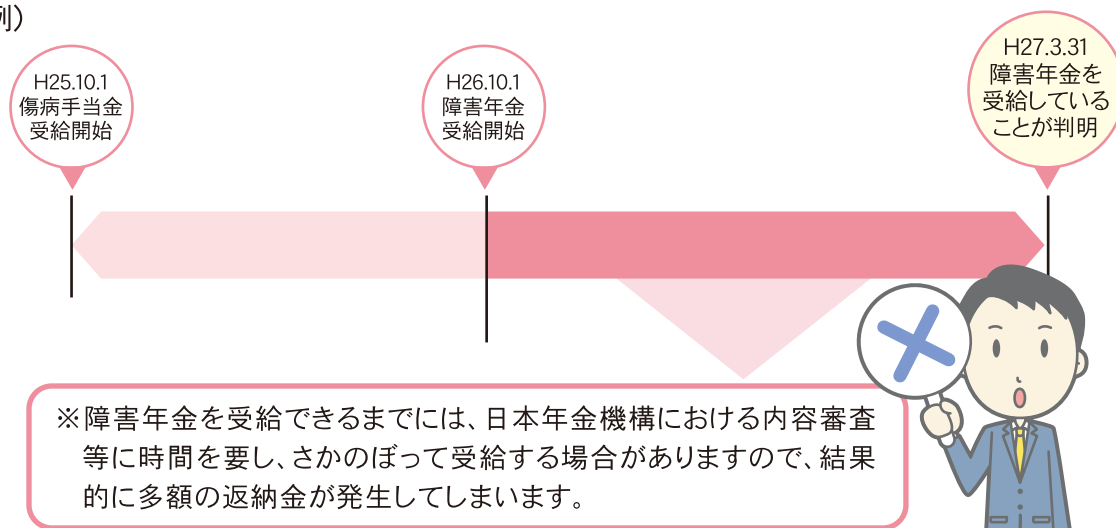
この7割分を返還いただくことになります。



傷病手当金と他給付(障害年金等)との調整によるもの

- 協会から傷病手当金を支給した方について、後日、同一の傷病でその支給期間に対して日本年金機構から障害年金等が支給される場合に、制度上は、障害年金等が優先的に支給されることから、協会の支払った傷病手当金を回収する場合があります。

(例)



※退職後に傷病手当金を引き続き支給を受ける方については、老齢年金との調整が発生します。

【傷病手当金と障害年金等の調整に伴う26年度の債権発生状況】

	発生件数	発生金額
傷病手当金と障害年金の調整	3,090件	7.1億円
傷病手当金と老齢年金の調整	1,382件	1.1億円

※協会けんぽ全体

積極的な債権回収の取り組み

債権が発生した場合、発生原因、債権額、納付約束の有無等に分類し、それらに応じて文書や電話、訪問等の効果的な納付催告を実施しています。

さらに、納付拒否者に対しては、**支払督促や訴訟による法的手続き**を実施しております。

【支払い督促等の法的手続き実施件数】

	25年度	26年度
支払督促	506件	1,442件
通常訴訟	2件	5件
少額訴訟	2件	5件
合計	510件	1,452件

※協会けんぽ全体



平成
27
年度

社会保険事務講習会のごあんない

10月 『障害年金と遺族年金』
年金制度の改正事項や
障害年金・遺族年金のしくみについて学びます。

11月 『社会保険・雇用保険の適用実務』
実務に役立つ社会保険・雇用保険の
適用について知識を学びます。

地区	平成27年	会場	地区	平成27年	会場
佐賀会場	10月 1日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	11月 6日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	10月 5日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	11月10日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
鳥栖会場	10月 8日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	鳥栖会場	11月18日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	10月15日(木)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	武雄会場	11月19日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
講師●日本年金機構年金事務所職員			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加料 **会員事業所は無料** (平成27年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

-----<キリトリ線>-----

社会保険事務講習会 参加申込書



整理番号			☞おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『障害年金と遺族年金』	『社会保険・雇用保険の適用実務』	
	(佐賀・武雄・鳥栖・唐津)会場 平成 年 月 日()	(佐賀・唐津・鳥栖・武雄)会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		事業所電話番号() -
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

皆様の職場へ講師を派遣いたします!!



佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆様の健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、従業員の方の年金に関する相談や退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナー等を開催いたします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用下さい。

事業所内出張年金相談・セミナー

社会保険労務士などが皆様の職場に出向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後のライフプラン等について講義及び相談などに応じます。

保健師による健康相談

保健師が直接、皆様の職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。日頃のちょっとした気になることなどお気軽にご相談ください。

お申込みお問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



〈キリトリ線〉

講師派遣申込書

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 御中

平成 年 月 日

会員番号				☞おわかりになる範囲で結構です。				
事業所所在地	〒							
事業所名	事業所電話番号() -							
担当者名								
実施希望日時	平成	年	月	日()	時	分 ~ 時 分		
参加人数	男子	名	女子	名	合計	名	平均年齢	歳
実施場所								
希望講義 (どちらか選択)	1. 年金相談・セミナー			2. 保健師による健康相談				
希望のテーマ・内容								

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。

※実施場所につきまして、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。

平成27年11月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 (東庁舎) (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 延長相談 19時まで	17 鹿島市民会館 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23	24 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	25 有田町役場 (本庁舎) (予約)	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 延長相談 19時まで					

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15~19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。
※希望される日の前日までにお申込ください。

- 予約申込先
- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
 - 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
 - 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が 発行されます

— 年末調整・確定申告まで大切に保管を —

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所 国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成27年10月分保険料の納付期限は平成27年11月30日（月）です。